

平成23年度
北九州市経営プラン
実施計画

北九州市

掲載されている各項目は、

- ・ 「北九州市経営プラン」に沿った新たな取組み
 - ・ その他、特に効果が期待できる収支改善の取組み
- を分類ごとに整理している。

収支改善額には、前年までの効果は含まない。また、原則として百万円単位（単位未満は四捨五入）で記載している。

目 次

平成23年度 経営プラン実施計画について	1
1 平成23年度における収支改善の取組み	1
2 収支改善の主な取組内容	2
具体的取組み(取組項目数84件【再掲除き74件】)	3
1 持続可能で安定的な財政の確立	3
(1) 歳入の確保	3
(2) 歳出の見直し	5
2 多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築	10
(1) 公民パートナーシップの推進	10
(2) 市民ニーズへの対応と「選択と集中」	17
(3) 職員の育成と組織体制の確立	17

平成23年度 経営プラン実施計画について

1 平成23年度における収支改善の取組み

収支改善額（目標） 約38億円（一般財源ベース）

《収支改善額の主な内訳》

歳入増（約9.4億円）

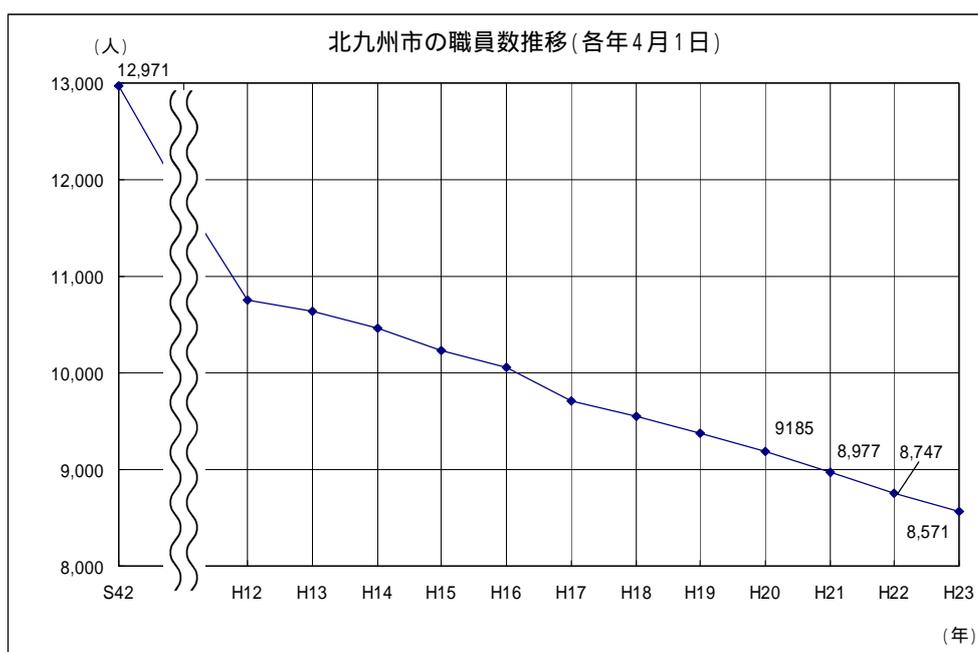
特別会計の剰余金等の活用	【1.2億円】
公設老人福祉施設の民間譲渡	【8.1億円】
広告収入その他の収入の確保	【0.1億円】

歳出減（約29.3億円）

職員数の削減等	【10.4億円】
事務事業の見直し	【15.1億円】
一般会計と企業会計の負担区分のあり方見直し	【3.8億円】

【参考】平成23年度当初の職員数（全会計ベース）

平成23年4月1日現在の職員数は、8,571人であり、“職員8千人体制”の実現に向けた取組みを着実に推進する。（前年比較 176人）



2 収支改善の主な取組内容

(【 】は収支改善効果見込額で一般会計、一般財源ベース)

歳入(949百万円)

ア 特別会計の剰余金等の活用 【121百万円】
簡易水道特別会計の廃止に伴う剰余金等を活用し、一般会計の負担軽減を図る。

イ 公設老人福祉施設の民間譲渡 【814百万円】
指定管理者制度により運営していた公設老人福祉施設のうち5施設を公募で民間に有償譲渡する。

ウ 広告収入その他の収入の確保 【14百万円】
広告収入や自動販売機使用料への価格提案方式の導入等、収入の確保に努める。

歳出(2,933百万円)

ア 職員数の削減 【1,043百万円】
平成25年度の職員8,000人体制を目指し、職員数の削減に取り組む。
平成23年度は常勤職員(一般会計)122人を削減する。

イ 事務事業の見直し 【1,511百万円】

事務事業の見直し(1,179百万円)

必要性・費用対効果の観点から、棚卸し・行政評価による事務事業の見直し(別項目にて掲載分()を除く)等を行い、経費の削減を図る。

指定管理者制度など民間活力導入の推進(332百万円)

公の施設について、各施設の設置目的等を勘案しながら管理のあり方を検討し、指定管理者制度の導入を進める。また、若松病院の経営形態を見直し、民間移譲を行う。

ウ 一般会計と企業会計の負担区分のあり方の見直し 【379百万円】

一般会計と下水道事業会計、水道事業会計との間の負担区分の見直しを行い、一般会計繰出金の縮減を図る。

具体的取組み（取組項目数 84 件【再掲除き 74 件】）

1 持続可能で安定的な財政の確立

（1）歳入の確保

項	目	実 施 概 要	所 管
市税収入等の確保			
1	市税収入等の確保	市税及び国民健康保険料等各債権について、目標収入率等を設定し、「北九州市債権回収対策本部」のもとに取組みを行う。	財政局
2	コンビニエンスストアでの市税収納の拡充	金融機関等の営業時間内に納付に赴くことができない市民への利便性に配慮するとともに、市税の納付を促進するため、平成22年11月より導入したコンビニエンスストアでの市税の納付機会を当初納税通知書にも拡大する。	財政局
未利用資産の処分・活用			
1	市有財産の有効活用	未利用市有地について、積極的な売却を進めるとともに、売却や計画が確定するまでの間は積極的に一時貸付を実施する。	財政局
2	市営住宅の再配置に伴う余剰地の活用	市営住宅の再配置（建替え、用途廃止等）に伴い発生した余剰地について、順次転用や処分を推進する。 平成23年度は、2箇所について用途廃止を実施する。	建築都市局
3	消防待機宿舍の一部廃止による市有未利用地の売却	各消防署に1箇所ずつ配置している消防待機宿舍について、住宅事情の変化等により段階的に廃止する。 平成23年度は、2箇所を廃止・解体し、用地の有効活用を図る。	消防局
4	水道用地の有効活用	新たな視点で遊休地の洗い出しを進め、活用方を推進する。 平成23年度は、駐車場の拡大による増収を図る。	水道局

項 目	実 施 概 要	所 管	
国県補助金等の活用・確保			
1	地域グリーンニューディール基金の活用	温暖化対策関係事業及び廃棄物対策関係事業の実施にあたり、国において創設された「地域グリーンニューディール基金」適用事業として、国庫補助金を活用する。	環境局
広告収入その他の収入の確保			
1	広告事業の拡充	自主財源の確保のため、広告事業の拡充に取り組み、広告収入の確保を図る。 平成23年度は区役所庁舎への屋内広告を拡充するとともに、今後新設する施設等を中心として、ネーミングライツの導入を図る。	総務企画局
2	特別会計の剰余金等の活用	特別会計の剰余金を活用し、一般会計の負担軽減を図る。	財政局
3	清涼飲料水自動販売機の設置にかかる目的外使用料への価格提案方式の導入	民間事業者が設置している清涼飲料水自動販売機について、価格提案方式を導入するもの。 平成23年度は新たに環境センターや消防署等に導入する。	環境局 消防局
4	公設老人福祉施設の民間譲渡	指定管理者制度により運営している公設老人福祉施設のうち、5施設を公募で民間に有償譲渡する。	保健福祉局
5	工業用水道事業会計長期借入金の繰上償還	工業用水道第三次布設事業に係る一般会計長期借入金を繰上償還する。	水道局

(2) 歳出の見直し

項 目	実 施 概 要	所 管	
職員数の削減と人件費総額の抑制			
1	職員数の適正化および人件費総額の削減	組織・機構の簡素・効率化や事務事業の見直しなどにより、職員8,000人体制を目指し、人件費総額の削減を図る。	総務企画局
2	時間外勤務時間数の削減	職員のモチベーションの向上、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、時間外勤務時間数の削減に向けた取組みを推進する。	総務企画局
事務事業の見直し			
1	総務機能の見直し	各局区等の総務部門の機能（業務）について、必要な機能は強化し、その他の機能については、庶務事務システムの利用や発生源入力の徹底などにより、廃止・外部委託・集約化などを行う。 平成23年度は、さらなる行政内部事務の効率化を目指すため、総務事務センターでの取り扱い業務を拡大する。	総務企画局
2	業務の効率化と情報システムの再編事業の推進	行財政改革の視点から、市役所業務全体をそのあり方から徹底的に見直し、そのうえで改革の効果を最大とするため、情報システムを再編する。 平成22年度に情報システム再編事業全てのシステムが稼動し、平成23年度は新システムによる全面稼動となる。	総務企画局
3	事務事業の棚卸し	事務事業を見直し、経費の削減を図る。	財政局
4	日中一時支援事業	「日帰りショート」の利用単価の時間設定を利用実態に即して、4時間間隔から2時間間隔に見直し、利用者の負担軽減と事業の効率化による経費の削減を図る。	保健福祉局

項 目		実 施 概 要	所 管
5	ごみ収集車両の配置見直し	ごみ収集車両の更新に伴い、ごみ量及び処理能力を勘案して、適正な車両配置を行う。 平成23年度は、中型塵芥機械車(最大積載量3.5トン)3台を小型塵芥機械車(最大積載量2トン)3台に更新する。	環境局
6	ごみ受入れ業務委託の契約方法の見直し	ごみ焼却工場におけるごみ受入れ業務について、契約期間や契約方法の見直しを行い、経費の削減を図る。	環境局
7	下水道ポンプ場の遠隔監視化	合流ポンプ場に先行待機型のポンプを設置し、遠隔集中監視方式の導入により、運転体制の効率化を図る。 平成23年度は、神嶽ポンプ場を遠隔監視運転に移行し、弁天、都島の2ポンプ場を廃止する	建設局
8	土地取引状況調査事業にかかる業務委託の中止	調査方法の見直しを行い、土地取引状況調査委託を中止し、各種届出書情報を活用することにより、経費の削減を図る。	建築都市局
9	都市計画基本図作成等業務における調査方法の見直し	建築物着工動態調査について、建築計画概要書の電子化に伴い、毎年行っていた調査を複数年度まとめて行うことにより、経費の削減を図る。	建築都市局
10	黒崎芦屋間急行バス運行負担金の削減	黒崎地区と芦屋町を結び、試験的に運行している急行バスについて、利用実態に基づき運行便数の削減等を見直しを行う。	建築都市局
11	総合消防情報システム保守業務委託の保守員体制の見直し	総合消防情報システムにかかる日中の常駐保守員数を削減し、保守体制の見直しを行う。	消防局
12	水道用水供給事業の開始(広域化の推進)	北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用し、福岡都市圏の3市1町へ水道用水を供給する。 平成23年度より宗像市と新宮市に供給を開始するにあたり、既存施設を有効活用することで、水道事業及び工業用水道事業の経費の節減を図る。	水道局

項 目		実 施 概 要	所 管
13	漏水調査の強化	重点箇所での漏水調査と簡易な漏水調査を組み合わせるなど、漏水調査の見直しを行い、漏水調査を強化する。 また、漏水調査の条件に成果主義を導入し、一定の成果を契約条件に加えることで、漏水量の削減を図る。	水道局
14	交通事業の経営改善	平成22年度に策定した「市営バス事業経営計画」（平成23年度～平成27年度）に基づき、健全経営のための課題に対して適宜対応策を講じることにより、独立採算制を維持しながら健全な経営を目指す。	交通局
15	病院事業の経営改善	病院事業の経営改善に向け、病床利用率の向上や費用低減策等に引き続き取り組むとともに、平成22年度で取組期間が終了する「北九州市病院事業経営改革プラン」について、平成22年度決算における経営改善の達成状況を踏まえ、今後の中期的な取り組み方針を検討する。	病院局
16	博物館企画展・特別展開催事業における外部資金の活用	いのちのたび博物館における企画展・特別展の開催にあたり、財団法人や独立行政法人の助成金を活用する。	教育委員会

公共施設等の維持管理経費の縮減

道路や橋梁、建物、設備、プラント等の施設について、トータルコストの削減に向けた維持管理手法を構築し、維持管理費を縮減する。

1	防犯灯維持管理費の縮減	防犯灯のLED化に取組み、維持管理費（電気料金）の削減を図るとともに、低炭素化・省エネに貢献し、環境保全を図る。	市民文化スポーツ局
2	橋梁長寿命化修繕計画	市内の1,933の橋梁について、今後100年間の長期展望に立ち、効率的・効果的に管理するアセットマネジメントの考え方を取り入れ、橋梁長寿命化修繕計画を策定した。今後、定期的な点検の結果に基づき橋梁の状態に応じた保守工事を行うなど、計画的に手を入れて長持ちさせる予防保全型に移行する。	建設局
3	既設公園の統廃合	狭小な公園が集中している地域などにおいて、既設公園を統廃合することにより、規模の適正化、適正配置を推進する。 平成23年度は、全面廃止1箇所、部分廃止2箇所を目標とする。	建設局

項 目		実 施 概 要	所 管
4	道路照明灯設置工法の見直し	現状の単独柱による設置方法を見直し、近接して利用できる電柱がある場合は、その電柱に共架する。	建設局
5	公園照明灯の見直し	公園照明灯を水銀ランプから電気効率の高いナトリウムランプに変更することで、維持管理費を抑制する。 平成23年度は、100灯を交換する。	建設局
6	下水道ポンプ場の遠隔監視化	(6) ページの再掲	建設局
7	港湾施設に係る維持管理経費の見直し	港湾施設の維持補修に係る経費のうち、修繕費について対象箇所を集中・選択的に見直すことにより、経費の削減を図る。	港湾空港局
8	自然エネルギーの活用	市内2箇所の配水池へ太陽光発電設備を配置することで、配水池の必要電力を賄うとともに、余剰電力の売電収入で設備投資を回収する。	水道局
9	省エネルギー対策の実施による動力費の削減	老朽化したポンプ設備のインバータ化や能力の適正化を行うことで、電力の省力化を図る。 平成23年度は実施設計業務委託を行い、詳細な工事費用を確定する。	水道局

投資的経費の抑制

1	公共事業のコスト構造改善	「北九州市公共事業コスト構造改善 第四次行動計画」(実施期間：平成21年度から平成25年度)を適切に運用し、事業全体を通じた効率化への取組や、工事後の維持管理まで考慮した品質の確保に取り組む。	技術監理室
2	公共事業評価システムの推進	公共事業の着手や継続について、必要性や効果等を客観的に検証し、市民意見を踏まえたうえで慎重に決定するため、事業着手前の事前評価や予算化後一定期間ごとに行う再評価を実施する。	総務企画局
3	都市計画道路網の再編	都市計画道路網の長期未着手区間のうち、現在の社会情勢や都市構造の変化に合致しないものについて、廃止を含めた都市計画の変更を行う。	建築都市局

項	目	実 施 概 要	所 管
一般会計と特別会計の負担区分のあり方の見直し			
1	一般会計と企業会計の負担区分のあり方の見直し	一般会計と下水道事業会計との間の負担区分の見直しを行い、一般会計繰出金の縮減等を図る。	建設局
2	一般会計と企業会計の負担区分のあり方の見直し	一般会計と水道事業会計との間の負担区分の見直しを行い、一般会計繰出金の縮減等を図る。	水道局

2 多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築

(1) 公民パートナーシップの推進

項 目	実 施 概 要	所 管	
民営化・民間委託等の推進			
1	総務機能の見直し	(5) ページの再掲	総務企画局
2	区役所業務の見直し・民間委託の推進	区役所の窓口業務を見直し、区役所窓口のワンストップサービスの実現と、業務の簡素・効率化による職員定数の削減及び定型的な業務の民間事業者への委託を進めていく。 平成23年度は、平成22年度の小倉北区役所に続き、他の6区役所でワンストップサービスを開始する。	市民文化スポーツ局
3	公設老人福祉施設の民間譲渡	(4) ページの再掲	保健福祉局
4	防疫業務の見直し	市が直接実施してきた防疫業務を見直し、昆虫駆除等の事業委託を推進することにより、防疫に関する相談指導業務を中心とした体制への移行を検討する。	保健福祉局
5	直営保育所の再編・民営化	保育所運営の効率化と機能の集約・強化を図るため、「元気発進！子どもプラン」に基づき、施設の老朽改築等に併せて、直営保育所1施設を民営化する。	子ども家庭局
6	直営保育所給食調理業務委託	直営保育所における給食調理業務について、国の基準の改正に基づき、民間委託を図る。 現在3施設で民間委託を行なっているが、平成23年度に新たに1施設で民間委託化を行う。	子ども家庭局
7	若松病院の経営形態の見直し	若松病院について (1) 若松区唯一の総合的な病院として、地域の中核的病院の機能を果たすこと (2) 将来に亘って、安定した病院運営ができること (3) 地域の医療機関と連携し、地域医療の維持・向上を図ること などを踏まえて、平成23年4月1日付で産業医科大学に譲渡する。	病院局

項 目		実 施 概 要	所 管
8	学校給食調理業務の民間委託の推進	市立小学校等における学校給食調理業務について、平成16年度から段階的に民間委託を進めている。 平成23年度は、新たに9校において実施する。	教育委員会
公の施設の管理への指定管理者制度の導入 指定管理者制度の導入を積極的に推進するとともに、指定管理者の評価を実施し、適切な運営を確保する。			
1	スポーツ施設	【ひびきコスモス運動公園】(1回目) 指定管理者： (株)スピナ 指定期間： 平成23年4月1日～平成27年3月31日	市民文化 スポーツ局
2	年長者福祉施設	【特別養護老人ホーム かざし園】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市福祉事業団 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日	保健福祉局
3	障害児施設	【総合療育センター】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市福祉事業団 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日 【到津ひまわり学園】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市福祉事業団 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日 【若松ひまわり学園】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市福祉事業団 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日 【引野ひまわり学園】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市福祉事業団 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日	保健福祉局

	項 目	実 施 概 要	所 管
3	障害児施設	<p>【北方ひまわり学園】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州あゆみの会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p>	保健福祉局
4	障害者施設	<p>【ひかり工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)光の子会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【浅野工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【きく工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【若松工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【洞海工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【八幡東工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【八千代工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p>	保健福祉局

	項 目	実 施 概 要	所 管
4	障害者施設	<p>【とばた工芸舎】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【きく通勤寮】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【とばた通勤寮】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【日明リサイクル工房】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【本城リサイクル工房】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【浅野社会復帰センター】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州精神保健福祉事業協会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【春ヶ丘学園】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【門司障害者地域活動センター】(3回目) 指定管理者： (社福)あすなる学園 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p>	保健福祉局

	項 目	実 施 概 要	所 管
4	障害者施設	<p>【小倉南障害者地域活動センター】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州あゆみの会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【八幡西障害者地域活動センター】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市手をつなぐ育成会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p>	保健福祉局
5	勤労青少年ホーム	<p>[3施設一体管理](3回目) 【門司、若松、八幡西勤労青少年ホーム】 指定管理者： (社福)北九州市福祉事業団 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p>	保健福祉局
6	保育所	<p>【おぐまの保育所】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市小倉社会事業協会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【小倉北ふれあい保育所(乳児部・夜間部)】 (2回目) 指定管理者： (社福)正善寺福祉会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【北方保育所】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市小倉社会事業協会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【古前保育所】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市若松民生事業協会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【八幡東さくら保育所】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市福祉事業団 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p>	子ども 家庭局

項 目		実 施 概 要	所 管
6	保育所	<p>【陣原保育所】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市保育事業協会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【千防保育所】(2回目) 指定管理者： (社福)北九州市保育事業協会 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>【藍島保育所】(2回目) 指定管理者： (財)北九州市母子寡婦福祉会 指定期間： 平成23年4月1日～平成26年3月31日</p>	子ども 家庭局
7	男女共同参画推進の拠点 施設	<p>[3施設一体管理] 【男女共同参画センター】(2回目) 【東部勤労婦人センター】(3回目) 【西部勤労婦人センター】(3回目) 指定管理者： (財)アジア女性交流・研究フォーラム 指定期間： 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p>	子ども 家庭局
市民・NPO等との協働の推進			
1	住民主体の地域づくりの促進	<p>地域の課題は地域で解決する住民主体の地域づくりを推進するため、「まちづくり協議会の組織充実」や、「地域総括補助金の導入促進」等を図り、地域づくりの活動を支援する。 平成23年度は、新たにまちづくり協議会4団体(116団体 120団体)への導入を目指す。</p>	市民文化 スポーツ局
2	「NPOとの協働によるまちづくり」人材育成事業	<p>NPOと市との協働を広げる環境づくりを目的に、NPOと市職員が相互理解を深めるための合同ワークショップ等を実施する。また、協働の実践現場で、適切な助言・支援を行う協働コーディネーターの育成を図る。</p>	市民文化 スポーツ局
3	住民主体の健康づくり運動の推進	<p>市民センター等の地域を拠点として、住民が主体となった健康づくり事業を実施する。地域で話し合い、目標の設定、目標を達成するためのプログラム設定、実践、事業評価をサイクルとし、まちづくり協議会等が連携して行う。</p>	保健福祉局

項 目		実 施 概 要	所 管
4	赤ちゃんの駅登録事業	官民が協力して、乳幼児とその保護者が外出した際、授乳やオムツ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親が安心して生活できる環境づくりを推進する。	子ども 家庭局
5	北九州風景街道(市民との協働によるまちづくり)	門司港レトロから門司往還を経て長崎街道に到る全長約40kmのルート「北九州おもてなしの“ゆっくりかいどう”」を対象とし、街道を生かしたまちづくりを行う団体の支援や、観光に寄与する情報発信等を行う。	建設局
6	北九州おもてなしの道づくり事業(市民との協働によるおもてなし)	「都市イメージの向上」や「来訪者へのおもてなし」等を目的とし、市民との協働により、市境や幹線道路の植樹帯を花や緑で飾り、定期的な道路の清掃活動を行うなど、来訪者に対する歓迎のおもてなしを行う。	建設局
7	市民との協働による道路の維持管理(道路サポーター制度)	市民と行政との協働により、道路への愛着・環境美化への意識高揚とすそ野を拡大し、美しいまちづくりにつなげる仕組みを構築するため、道路清掃・美化などのボランティア活動を行う団体を募集し、支援する。	建設局
8	市民との協働による河川の維持管理(河川愛護団体)	河川愛護団体の設立支援及び育成を図るとともに、河川除草等において団体との連携を強化する。 平成23年度は、河川愛護団体5団体増を目指す。	建設局
9	市民との協働による街区公園の維持管理(公園愛護会)	街区公園の維持管理業務のうち、清掃や除草などについて、地域の公園愛護会との協働による実施を図る。 平成23年度は、公園愛護会20団体増を目指す。	建設局
10	地域に役立つ公園づくり事業(市民参加による公園づくり)	地域住民に身近な公園の整備にあたり、小学校区を一単位として、計画段階から地域住民と協働で事業を進め、市民ニーズに対応した公園づくりを行う。 平成23年度は、新たに4校区で計画策定に着手する。	建設局

(2) 市民ニーズへの対応と「選択と集中」

項 目		実 施 概 要	所 管
市民参画を通じた市民ニーズの把握			
1	ホットメール「市長への手紙」	平成19年度に開設したホットメール「市長への手紙」について、市民からの要望に対し、進捗状況の把握に努めるなど、適切な対応を図る。	秘書室
2	タウンミーティングの開催	様々な政策課題について市民と直接対話し、市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的に、タウンミーティング(対話集会)を開催する。	広報室
区役所機能の見直し			
1	区役所業務の見直し・民間委託の推進	(10) ページの再掲	市民文化スポーツ局
評価システムの活用			
1	指定管理者評価システムの推進	公の施設の管理を行っている指定管理者について、適正な管理が行われているかなど、第三者委員会の評価を含め、多角的な視点からの評価を実施する。	総務企画局
2	公共事業評価システムの推進	(8) ページの再掲	総務企画局
3	行政評価システムの推進	厳しい財政事情の中、多様化する行政需要に対応し、行政サービスに対する満足度を高めていくため、新たに行政評価システムを導入し、各事務事業の費用対効果の検証を行うなど、PDCAのマネジメントサイクルの確立を図る。	総務企画局

(3) 職員の育成と組織体制の確立

項 目		実 施 概 要	所 管
職員の意識改革と育成			
1	政策法務能力の強化	地方分権時代に対応した重要施策の実現のため、戦略的な法の解釈・運用により、法的側面から政策における実効性を確保する法務(政策法務)能力を強化する。	総務企画局

項 目		実 施 概 要	所 管
2	「女性活躍推進アクションプラン」の推進	「女性活躍推進アクションプラン」に基づき、キャリアアップ研修やメンター制度等を実施し、女性職員の育成を図る。また、職員が仕事と私生活の双方を充実させることができる職場づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランス研修等を実施し、職員の意識改革や働き方の見直しに取り組む。	総務企画局
3	人材育成基本方針に基づく人材の育成	「北九州市人材育成基本方針」に示された、本市職員が目指すべき職員像や人事・研修制度の趣旨、今後の人材育成の方向性に基づき、人事部門・研修部門・各職場が一体となって人材育成を推進していく。	総務企画局
4	時間外勤務時間数の削減	(5) ページの再掲	総務企画局
能力主義・成績主義の徹底			
1	成績主義の推進	勤務成績をよりの確に処遇へ反映させる人事・給与制度づくりをより一層推進する。	総務企画局
簡素で効率的な業務執行体制の確立			
1	職員数の適正化および人件費総額の削減	(5) ページの再掲	総務企画局
2	総務機能の見直し	(5) ページの再掲	総務企画局
3	業務の効率化と情報システムの再編事業の推進	(5) ページの再掲	総務企画局
4	区役所業務の見直し・民間委託の推進	(10) ページの再掲	市民文化 スポーツ局